

# エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金 に関するよくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。

## 共通事項

Q 案内はいつ届きますか？

### 【住民税非課税世帯の場合】

令和5年度エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（3万円）を受け取られており、世帯に異動などが無い場合には1月26日（金）に「支給のお知らせ」を送りました。（届出書の受付は、2月5日（月）（消印有効）で終了しました。）

また、給付金の対象となりうるその他の世帯については、2月7日（水）から順次「確認書」または「申請書」を送っています。

### 【家計急変世帯の場合】

令和5年度エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（3万円）を受け取られている世帯には、2月7日（水）に「家計急変世帯分のご案内」を送りました。

Q どのような手続きが必要ですか？

### 【住民税非課税世帯の場合】

「確認書」または「申請書」が届いた世帯は、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに4月30日（火）（消印有効）の提出期限までに返送してください。詳しくは届いた案内をご確認ください。

### 【家計急変世帯の場合】

「家計急変世帯分のご案内」が届いた世帯で、令和5年度エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（3万円）を世帯主名義の口座で受給し、申請日時点で世帯の状況等に変更がない場合でも、あらためて申請が必要となります。申請書に必要事項を記入のうえ、4月30日（火）（消印有効）までに返送してください。

その他、家計急変世帯に該当すると思われる世帯については、申請書および添付書類の提出が必要となります。申請書は市役所1階国際親善コーナー相談窓口、生活福祉第一課、生活福祉第二課、各支所、男女共同参画センター（徳島市元町1丁目24番地 アミコビル4階）、徳島市社会福祉協議会（徳島市沖浜東2丁目16番地 ふれあい健康館3階）で配布しています。また、ホームページからもダウンロードできます。

申請期限は4月30日（火）（消印有効）までです。

Q 給付金は、いつ振り込まれますか？

**【住民税非課税世帯の場合】**

「支給のお知らせ」を受け取られた世帯については、2月16日（金）より順次、振り込みしています。

「確認書」または「申請書」を受け取られた世帯については、2月26日（月）より順次振り込みしています。

必要書類の提出後、書類に不備がない場合はおおむね2週間から1か月程度で振り込まれます。

**【家計急変世帯の場合】**

申請書類の提出後、申請内容を審査し、支給が決定した世帯から順次振り込まれます。なお、審査に約1か月程度かかります。書類に不備等がある場合は、さらに時間がかかりますのでご了承ください。

Q 生活保護を受給しています。支給対象になりますか？

支給対象世帯の要件に該当する場合は、支給対象となります。なお、給付金は収入認定されません。

Q 提出書類の記入方法が分かりません。教えてください。

徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（TEL088-602-1447）へお問い合わせください。また、市役所1階国際親善コーナーの相談窓口でも、書類の記入や提出を受け付けています。

Q 給付金は誰に振り込まれますか？

原則として、世帯主の方の口座へ振り込まれますが、代理人による給付金の受給や申請手続きが認められる場合もありますので、詳しくは、徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（TEL088-602-1447）へお問い合わせください。

Q 本給付金は課税または差押え対象になりますか？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年11月29日公布）の規定により、本給付金は課税対象および差押えの対象となりません。（ただし、一部世帯（生活保護受給世帯のうち、住民税が課税されている世帯員がいる世帯）を除く。）

Q 外国人は、給付金の対象となりますか？

基準日（令和5年12月1日）において、徳島市の住民票に記載されている外国人は、支給要件に該当する場合、支給対象となります。

なお、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方については、給付金の対象となりません。

Q 令和5年1月2日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象になりますか？

基準日（令和5年12月1日）において、徳島市の住民基本台帳に登録されており、かつ、令和5年1月1日時点において日本国内の市区町村の住民基本台帳に登録され、支給要件を満たしている場合は支給対象となります。そのため、令和5年1月2日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象外となります。

## 住民税非課税世帯について

Q 最近、徳島市に引っ越して来ました。支給はどこで受けられますか？

令和5年1月1日時点において日本国内の市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ、基準日（令和5年12月1日）において、徳島市の住民基本台帳に記録されている場合は徳島市で支給を受けられます。

Q 自分の世帯が住民税非課税世帯であるかどうか教えてくださいか？

住民税非課税世帯で支給対象となる可能性がある世帯には、徳島市から「支給のお知らせ」、「確認書」、「申請書」のいずれかを送付します。

Q 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのようなものですか？

例えば、親（課税）に扶養されている一人暮らしの学生（非課税）や、別居の子（課税）に扶養されている親（非課税）などになります。

Q 自分が、住民税均等割が課税されている者から扶養されているかどうか教えてくださいか？

親族等にご自身で確認いただく必要があります。

Q 税の未申告者のいる世帯ですが、本給付金の対象となりますか？

税の未申告の方がいる世帯には、令和6年2月7日（水）に申請書を発送します。支給要件をご確認いただき、支給対象世帯に該当すると思われる場合は、必要事項を記入のうえ返送してください。世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税であることが確認できましたら、本給付金の支給対象となります。

Q 前回（3万円）の給付金との変更点は何ですか？

物価高騰の負担が大きい住民税均等割非課税世帯に、1世帯あたり7万円の給付金を支給します。前回（エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（3万円））の追加給付となります。

また、前回の給付金（3万円）を受給しており、世帯に異動などがない場合は、申請手続きが不要となる点が前回との違いになります。

## 家計急変世帯について

Q 申請すれば、必ず支給されますか？

申請内容を確認・審査したうえで、支給決定または不支給決定の通知を送付いたします。不支給決定の場合は、支給対象となりません。

Q 最近、徳島市に引っ越して来ました。支給はどこで受けられますか？

令和5年1月1日時点において日本国内の市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ、基準日（令和5年12月1日）において、徳島市の住民基本台帳に登録されている場合は徳島市で支給を受けられます。

Q 家計急変世帯とはどのような世帯ですか？

令和5年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、世帯員それぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいいます。）が住民税非課税水準に相当する額以下まで減少した世帯を指します。

ただし、世帯全員が、住民税均等割が課税されている者の扶養を受けている場合や、令和5年1月2日以降に入国し新たに住民登録された者は、対象となりません。

Q 「任意の1か月の収入」は、令和5年1月から12月までのどの月を選定してもよいのですか？

令和5年1月以降であれば、どの月を選定しても構いませんが、直近の家計の状況に基づき判定するため、申請月にできる限り近接した月を選定して申請してください。

Q 「予期せず家計が急変」したことに該当しない例を教えてください。

「予期せず家計が急変」したことに該当しない例は、「定年退職のため」「3月は閑散期のため」「年金の不支給月であるため」などがあげられます。当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合、当該月を「任意の1か月の収入」として申請することができません。

また、不法行為に起因する収入の減少は、「予期せず家計が急変」したことに該当しません。

Q 昨年（令和4年）に収入が下がった場合も支給対象となりますか？

令和4年中の収入の減少については、対象となりません。

Q

家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらえない場合や自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように対応したらよいですか？

預金通帳の写しなどを確認するほか、どうしても収入額が分かる資料がない場合は、別に徳島市が定める「申立書」に記入して申請していただきます。詳しくは、徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（Tel088-602-1447）へお問い合わせください。